

# 社会福祉法人酒田市あすなろ福祉会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市あすなろ会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として次の報酬を支給するものとする。

#### 2 理事及び監事が理事会に出席したとき

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	4,000 円

#### 3 評議員が評議員会に出席したとき

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	4,000 円

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

1 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	日当 (1日につき)	そ の 他
実 費	13,000 円	2,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

役職名		報酬額
理事長	業務報酬等	(月額) 30,000 円
監事	監査指導	(日額) 10,000 円